

22高財政第260号
平成22年10月18日

各 部 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長 様
議 会 ・ 各 委 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長

副 知 事

平成23年度の予算編成に当たっての基本的な考え方について（通知）

国においては、「財政運営戦略」に基づく財政健全化に向けた取り組みや、税制改革の論議、国庫補助金等の一括交付金化の検討等が進められています。このため、これまで以上に国の動向を注視し、積極的な情報収集に努め、来年度の予算に確実に反映していく必要があります。

また、平成23年度は本県の経済体質を抜本的に強化するための産業振興計画の当面の目標年度であることから、PDCAサイクルの徹底による見直しを行いつつ、「龍馬ふるさと博」の展開をはじめ、これまでの取り組みを具体的な成果につなげていかなければなりません。

さらに、依然として厳しい県経済や雇用情勢に配慮した経済対策の継続はもとより、「日本一の健康長寿県づくり」や教育振興基本計画に基づく教育の充実、南海地震対策の加速化などを中心に、5つの基本政策を着実に推進していく必要もあります。

一方で、本県の財政状況は、現時点での試算では中期的な財政運営に一定の目処が立ったとはいえ、今後の国の動向も含め先行きは非常に不透明です。このため、平成23年度予算編成に当たっては、引き続き事業の実効性の検証を行い、県民サービスの確保に向けて予算の重点化を図るとともに、財源不足額の圧縮や県債残高の抑制に努め、財政健全化を進めていく必要があります。

職員一人ひとりがこうした状況を十分認識したうえで、下記の基本的な編成方針に沿って、人員と予算の両面から大胆な見直しに取り組んでください。

記

1 県民サービスの確保と財政健全化の推進の両立を図る予算編成

- (1) 産業振興計画に基づく事業を含む5つの基本政策を推進するため重点的に実施する事業（継続事業の拡充分を含む。）については、平成23年度予算

編成においても「5つの基本政策推進加速化枠」（50億円）を引き続き設け、予算見積限度額とは別に見積もることができるものとするので、具体的な成果を追求して、実効性のある事業の構築に努めてください。

併せて、予算編成段階において、各部局の抜本的な見直しにより予算を質的に転換し、義務的経費の軽減が図られる場合には、「5つの基本政策推進加速化枠」に加算するので、全ての事業について一から見直すこととしてください。

なお、平成22年度の「5つの基本政策推進加速化枠」からの継続事業については、PDCAサイクルを徹底し見直しに努めてください。

- (2) 国においては、無駄づかいや不要不急な事業の根絶などが進められています。県においても原点に立ち返り、事業の実効性や費用対効果、優先順位を検証し、事業の必要性について県民に十分説明できるように努めてください。
- (3) 裁量的経費に係る予算額の総額については、今回も予算見積限度額を設けますので、これまで以上に各部局で事業の優先度を的確に判断して、予算の重点化と効率化に努めてください。また、財源を最大限有効に活用する観点から、予算執行や決算の状況、監査結果などを確実に予算見積りに反映させてください。併せて、事業の執行を常に見据えて、事前にニーズの把握に努めるとともに、市町村及び関係団体等との調整を確実に行ってください。
- (4) 投資的経費のうち公共事業については、事業の厳格な選択と継続事業の見直し、さらには公共工事のコスト縮減への取り組みを徹底する一方で、全国でも遅れたインフラ整備を加速するため、安全・安心な暮らしを支える命の道や、産業振興など地域活力の向上を図る上で必要な基盤整備を集中的に行い、事業量の確保にも努めてください。
- (5) 公的サービスの分野は、民間の力を活用できる開かれたものであり、今後県民との協働を進めていく必要があります。そのため、アウトソーシングも含め、行政組織の効率化に努めるとともに、委託がなじむと判断できる業務については、積極的な外部委託の推進に取り組んでください。
- (6) 公社等外郭団体に関する予算については、改革に係る基本方針やその後の状況を踏まえ、各団体の財政状況を精査した上で、自主財源の確保や管理的経費の縮減といった観点から見直しに取り組んでください。
- (7) 特別会計の予算に関しても、事業の効率化や経費の徹底した見直しに併せて、一般会計からの繰入を抑制するなど、一般会計の負担の軽減に努めてください。

2 P D C Aサイクルによる継続的な業務改善

施策をより一層充実・加速させるもの、より良い方向へと軌道修正するもの、大胆に見直しを図るものなどP D C Aサイクルによる見直しを行うとともに、議会での議論、関係団体や「対話と実行」座談会、産業振興計画フォローアップ委員会などの意見も踏まえた事業となるよう、継続的に業務改善に取り組み、その結果を予算に反映してください。

3 予算見積限度額の例外について

予算の見積りに当たっては、従来どおり予算見積限度額の範囲内で計上することを基本としますが、年度間の経費に大きな差があるものなど、真にやむを得ないと認められるものについては、予算見積限度額を超えて見積もることができるものとし、当初予算編成の過程で事情を考慮したうえで、別途調整することとします。

4 その他

- (1) 国の予算の大幅な見直しや地方財政計画などの動向を見極めつつ、的確な予算の見積りを行い、年間総合予算として編成してください。
- (2) 県税や使用料・手数料などの収入未済額の縮減、貸付金等の債権管理の徹底、あるいは遊休財産の処分計画に沿った売却の促進に努めるなど、財源の確保に積極的に取り組んでください。
- (3) 国が平成22年度の補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針を別途通知します。